

福岡県医発第 332 号 (地)

平成 17 年 5 月 13 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 竹 嶋 康 弘



学校保健法施行規則の一部改正等について

学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年 4 月 1 日文科ス第 14 号）が公布され、平成 17 年 4 月 1 日から施行される旨、日本医師会より別添のとおり、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、学校医等への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回の主な改正点は下記のとおりとなっております。

記

1. 高等学校、高等専門学校及び大学の生徒及び学生を対象とする結核の健康診断の実施時期について
 - ・ 結核予防法の改正等を踏まえ、第一学年に限定して検診を行う
2. 職員の健康診断の見直しについて
 - ・ 学校の設置者が定める適切な時期に行うことができる
3. 学校において予防すべき伝染病の見直しについて
 - ・ 重症急性呼吸器症候群（病原体が S A R S コロナウィルスであるものに限る）及び痘瘡を学校において予防すべき伝染病の第一種に加える

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明





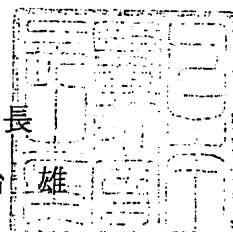
日医発第70号（地Ⅱ25）

平成 17年 4月 26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄



学校保健法施行規則の一部改正等について

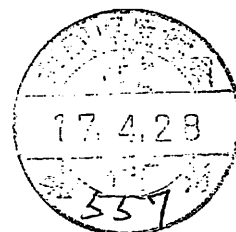
時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成17年4月1日文科ス第14号）が公布され、平成17年4月1日から施行されることになりました。

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より、本会宛てに、周知方の依頼がありましたので、その写しをお送り申し上げます。

改正の内容は、（1）高等学校、高等専門学校及び大学の生徒及び学生を対象とする結核の健康診断の実施時期について、結核予防法等の改正等を踏まえ、第一学年に限定して検診を行う、（2）職員の健康診断の見直しでは、学校の設置者が定める適切な時期に行うことができる、（3）学校において予防すべき伝染病の見直しでは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正で一類に規定されました重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）及び痘瘡を学校において予防すべき伝染病の第一種に加えることとされたことなどです。

つきましては、本件に関しご了知いただくとともに、学校医等への周知方よろしくお願い申し上げます。





事 務 連 絡

平成17年4月12日

社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記については、別添のとおり各都道府県教育委員会等へ通知を発出しましたので、貴会におかれましては、都道府県医師会に対し、この旨を周知徹底されますようお願いいたします。

(本件照会先)

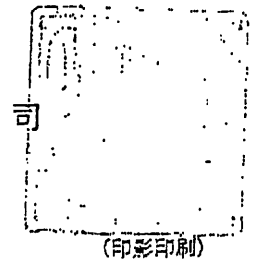
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL : 03-5253-4111 (代) (内線2918)

17文科ス第14号
平成17年4月1日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各国立大学法人学長
各国公私立高等専門学校長
殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
素川 富司



学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり学校保健法施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第22号）が平成17年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

その概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、都道府県教育委員会教育長におかれましては、城内の市町村教育委員会に対して、この旨を周知徹底されますよう併せてお願いします。

記

1 高等学校、高等専門学校及び大学の生徒及び学生を対象とする結核の健康診断の実施時期について

現在、高等学校及び高等専門学校を対象とした結核の健康診断については、第1学年及び第4学年以降の学年でX線間接撮影による検査を実施し、第1学年の検査において結核によるものと考えられる治癒所見の発見されたもの又は学校医その他の担当の医師が結核発病のおそれがあると認めたものについては、第2学年及び第3学年においても実施することとされています。

また、大学の学生については、全学年でX線間接撮影を実施しています。

今回、結核予防法の改正等も踏まえ、高等学校、高等専門学校及び大学の生徒及び学生については、年間一定数の集団感染事例が発生していること、また、BCGの効果の持続期間が15年程度とされており、高校生以上では、生徒が初発患者となっている事例が多いことなどから、第1学年に限定して検診を行うこととしたものです。

当該検診等によって、結核の罹患が疑われる生徒及び学生については、医療機関における精密検査を受けるよう指示を徹底するとともに、その結果を受けて、必要な措置を速やかにとるようになしてください。

なお、当該生徒及び学生については、必要な措置がとられていることを確認する等、引き続き健康管理に留意してください。

2 職員の健康診断の見直しについて

職員の健康診断について、従来、児童、生徒、学生及び幼児の健康診断と同様に6月30日までに行うこととされていましたが、これを改め、学校の設置者が定める適切な時期に行うことができるものとしたものです。

ただし、各学校の設置者においては、職員の健康診断の重要性にかんがみ、時期・内容ともに従来と同様、適切に実施してください。

3 学校において予防すべき伝染病の見直しについて

重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）及び痘そうが発生した場合に、校長が出席停止の措置を取りうることを明確に規定する必要があることから、学校において予防すべき伝染病の第1種伝染病にこれらの伝染病を加えることとしました。